

「自衛」内実よく考えて

安保法制を 問う

京都大教授(法政思想連鎖史)

山室 信一さん(64)



多くの戦争は「自衛」を口実に始まっている。満州事変や盧溝橋事件は、自衛権を主張して宣戰布告なしに武力発動したものだつた。米国とのベトナム戦争やイラク戦争、旧ソ連のアフガン侵攻といった明らかな

侵略戦争も「集団的自衛権」の名の下で行われた。安保法案が強調する「自衛」の内実をよく考える必要がある。

例えば、集団的自衛権の行使は「日本が存立危機事態に陥った時」に限定し

る。

不問にしている。侵略戦争や先制攻撃が原因で米国が攻撃を受けても、日本の存立危機という条件さえ満たせば参戦する」とにな

「法律事実や「立法趣旨」の畢竟の法律を一括して審議するやり方も問題だ。本来は、立法の前提となる事実関係や目的について個別に検討していくべき。ところが今は、多くの皿にバラバラの料理が盛られていて、どうをどう食べていくか分から

すな、といふ主張に「なか
るだらう。」
そもそも、国際の論戦が
法律論に集中し、安全保障
政策の論議が欠けているの
も残念だ。国連憲章が認め
る個別的、集団的自衛権は、
あくまで「集団安全保障体
制」の表現を前提として、

らかの当事者に加担するのではなく、中立を示すことでよりて平和構築に貢献すべきではないか。」との意見と「平和ボケ」と批判されるが、軍事力さえ持てば良いところは「戦争ボケ」だ。

られない状態になつてゐる。これでは仮に共有である論点があつても、まともな議論にならなかつた。自衛隊法改正案だけでも、隊員による武器の不正使用、捕虜になつた場合など検討すべき課題は多いのに、十分に詰め切れない。従つて、このまま法律が成立するど、欠陥を補うために新たな法律を作る必要が出てくる。それは自民党の憲法改正草案が規定する国防軍や軍事審判所を必要とする、といふ主張につながるだらう。

るが、そのために日米同盟の強化だけが唯一の選択肢となるだらうか。「抑止力を高める」というが、せいぜい中国をはじめ他の国に軍拡の口実を与えるだけではないか。

「平和のために軍事力で貢献する」「血を流さなければ平和構築できない」という考えは、もはや時代遅れだ。イラクやアフガンの例を見ても、武力による平和が実現しないのは明らかだ。日本は、紛争のどちらかの当事者に加担するのではなく、中立を示すことでよりて平和構築に貢献すべきではないか。いつの間に「平和ボケ」と批判されるが、軍事力さえ持てば良いところのは「戦争ボケ」だ。

(聞き手・阿部秀俊)